

令和4年度  
四日市市任期付職員採用試験要項

受付期間 令和4年8月19日(金)～令和4年10月10日(月)

○電子申請(インターネット)による申込みのみ 10月10日(月) 23時59分【受信有効】

四日市市総務部人事課

1 募集職種と採用予定人員

募集職種	主な職務概要	採用予定人員
任期付職員 (四日市市文化会館・三浜文化会館 アートディレクター)	・四日市市文化会館及び三浜文化会館で行う文化芸術作品の創造と実践 ・舞台公演のプロデューサー、広報・宣伝等 ・関係団体等との連絡調整 ・文化による本市のシティプロモーションに関する業務	1名

(注) 選考の結果、適任の方がいない場合は、採用を見合わせる場合があります。

2 採用予定日 令和5年1月1日

3 任用期間 採用日から令和7年3月31日まで  
※ただし、採用日から5年を超えない年度末までの範囲内で、その任期を更新することがあります。

4 求める人物像

- (1) 本市の文化振興に熱意があり、積極的な対応能力を有する人
- (2) 芸術性だけでなく、公益性や効率性にもバランスを持った考え方ができる人
- (3) 協調性・協働能力を有し、職員とともに文化事業をつくりあげようという意識のある人
- (4) 公共文化施設の役割を理解し、現状として不足している事業を見出し、魅力的な事業実施に取り組むことができる人
- (5) 文化の魅力による市のシティプロモーションに熱意を持って取り組むことのできる人

5 受験資格

次の要件をすべて満たす人が、受験できます。

- (1) 文化芸術活動などに関連する職務経験\*を有する人またはアートマネジメントなどを学んだ人
- (2) 普通自動車運転免許を有する人
- (3) 地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない人
- (4) 外国籍の人は永住者または特別永住者の在留資格を有する人

☆ 地方公務員法第16条（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者結成し、又はこれに加入した者

※ 職務経歴について

- (1) 正規、非正規などの雇用形態は問いません。
- (2) 職務経歴の確認のため、最終合格発表後に職歴証明書等の提出を求めます。  
職務経歴の証明ができなかった場合は、採用されません。

6 試験内容

区分	試験内容	試験日・試験会場	合格発表
第1次選考試験	・書類選考 (申込時の提出書類による選考)		10月20日(木) (予定)
第2次選考試験	・プレゼンテーション面接 テーマ:「一人でも多くの市民が文化芸術に触れる機会を提供するために、あなたができること」 ※プレゼンテーションの手法は問いません。 ※発表時間は15分以内とします。	【試験日】10月29日(土) 【試験会場】四日市市総合会館 (詳細は、第1次選考試験合格者に通知します。)	11月上旬 (予定)

※ 第1次選考試験の合格発表は、受験者にマイページで通知します。

※ 採用内定者には、健康診断を受診していただきます。

7 受験手続

電子申請（インターネットによる申込み）

(1) 申込方法（インターネット申込み）

ア 事前準備

- ①パソコン、スマートフォン（スマートフォン以外の携帯電話には対応していません）  
・推奨環境について（推奨環境ではない場合、電子申請ができないことがあります）

Google Chrome 最新版

- ※ JavaScript が使用できる設定であること。
- ※ PDF を閲覧できる環境であること。（一部機能）

「Internet Explorer」は、電子申請に対応していませんのでご注意ください。

②本人のメールアドレス

(スマートフォンのメールアドレスの場合→ドメイン指定等の受信制限をされている場合は、

[jinci@city.yokkaichi.mie.jp](mailto:jinci@city.yokkaichi.mie.jp) 及び [@bsmrt.biz](mailto:@bsmrt.biz) のメールを受信できるように設定してください。)

- ③顔写真のデータ ※ 3か月以内に撮影の上半身正面向き・脱帽の写真  
(添付可能ファイルサイズは 75ピクセル×100ピクセル～360ピクセル×480ピクセルです。)
- ④受験票を印刷するためのプリンタ (コンビニエンスストアのプリントサービス等利用可)
- ⑤PDFファイルを読むためのソフト  
「Adobe Acrobat Reader (Ver.5.0以上)」が必要です。

## イ 申込手順

- ① 四日市市役所ホームページ (<https://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/contents/1658888349883/index.html>)  
内にある「令和5年1月採用予定 四日市市任期付職員の募集 (四日市市文化会館・三浜文化会館  
アートディレクター) 受験案内」で設ける「電子申請による申込」から申込専用サイトへ接続し、メールアドレス等  
を事前登録
- ②事前登録完了メールを受信後、メールに記載されたURLにアクセスし、マイページ内で受験者情報等を本登録
- ③本登録の際に、**下記のテーマで、小論文の入力が必要となりますので、事前にご準備ください。**

テーマ：「今後の四日市において文化芸術が果たすべき役割について」  
2,000字以内で論じてください。

- ④本登録完了メールを受信し、登録完了

## (2) 注意事項

必ず、別紙「電子申請利用案内」を一読し、確認しながら申込みをしてください。

受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません。(受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合があります他、受付期間終了の直前は、サーバーが混み合う可能性がありますので、余裕を持って申込みを行ってください。)

**なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。**

## (3) 受験票

申込受付期間終了後、第1次選考試験合格者に対し、令和4年10月下旬までに受験票交付のお知らせに関するメールを送信しますので、各自で確認後、マイページへログインし、受験票を印刷した上で、**申込者本人が署名し、第二次選考試験受験の際に必ず持参してください。**

## 8 試験結果の提供

この試験に不合格になった人で希望者には総合順位と総合得点をお知らせします。以下の要領で申し出てください。

- (1) 対象者：第1次、第2次試験の不合格者
- (2) 内容：第1次、第2次試験それぞれの総合順位と総合得点
- (3) 期間：第1次、第2次試験それぞれの合格発表日から1か月間 (土・日・祝日を除く)
- (4) 場所：四日市市役所総務部人事課
- (5) 方法：受験者本人が、受験票又は本人であることを証明する書類 (運転免許証、旅券等) を持参のうえ直接申し出ること

## 9 お問い合わせ先

### <採用試験について>

四日市市役所 総務部 人事課

☎ (059) 354-8120

E-mail [jinji@city.yokkaichi.mie.jp](mailto:jinji@city.yokkaichi.mie.jp)

### <業務内容等について>

四日市市役所 シティプロモーション部 文化課

☎ (059) 354-8238

E-mail [bunka@city.yokkaichi.mie.jp](mailto:bunka@city.yokkaichi.mie.jp)

## 10 勤務条件等

### (1) 給与等

☆ 一般職の地方公務員（四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年条例第9号）第2条第2項の規定による一般任期付職員）としての採用となります。

☆ 給与は原則として、実務経験年数や実績等に応じ、一般職員に準じて決定されます。

一般行政職職員の例  
(地域手当を含む)

給料の級	平均年齢	平均給料額 (円)
6級	49歳	約43万円
7級	52歳	約47万円

☆ 諸手当として扶養手当、通勤手当、住居手当、地域手当、期末・勤勉手当などが支給されます。

☆ 制度改正により、金額等が変更される場合があります。

(2) 勤務場所 四日市市文化会館及び三浜文化会館（シティプロモーション部文化課）

### (3) 勤務時間・休日・休暇等

☆ 勤務時間 午前8時30分～午後5時15分

(1週当たり38.75時間・土日祝日勤務あり)

☆ 休日 ・週休日（（公財）四日市市文化まちづくり財団が指定する週2日）

・年末年始（12月29日～1月3日）

・その他祝日に相当する日数（年間約15日程度）

☆ 休暇 年次有給休暇、特別休暇（夏季・結婚・出産・忌引等）

### (4) 福利厚生

☆ 共済組合・職員共済会の事業として、各種福利厚生事業の充実を図っています。

・ 各種健康診断や人間ドックなどの実施により、健康な職場づくりを進めています。

・ 共済保養所、スポーツ施設と利用契約を結び、余暇利用を支援しています。